



11月は児童虐待防止推進月間です

問い合わせ・相談 **こども未来課** ☎0537(85)1120
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや出産、子育てに悩んだときは、児童相談所や市役所こども未来課にご連絡ください。連絡・相談は、匿名でもかまいません。連絡内容に関する秘密は守りますので、ご安心ください。

◆児童虐待となる行為

① 身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

② 揺さぶられ症候群

乳児の身体を大きく揺するなど

※頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり命を落としたりすること

があります。何をやってもしも赤ちゃんが泣きやまなときは、赤ちゃんを安全なところに寝かせて、その場を少し離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

③ 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

④ ネグレクト
 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

⑤ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだいの間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス・DV)など

◆虐待かもと思ったら

「虐待かも」と思ったら、児童相談所全国共通ダイヤル「189」へすぐにお電話ください。あなたの一言が、子どもたちを虐待から救うきっかけになります。



11月・12月は、税の滞納整理強化月間です

問い合わせ **税務課収納推進室** ☎0537(85)1174

◆納税はあなたの義務です

税金は、教育や福祉、防災、道路・水道の整備など、私たちが安心して健康に暮らせる環境をつくるための重要な財源です。

税金の滞納は、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなり、納期限を守っている人との公平性を欠くことにもなります。

このため11月から12月までの二カ月間を県内一斉の「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

◆税金の納め忘れはありませんか

◆税金を滞納すると

市では、支払い能力があるのに納付しない悪質な滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

◆延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するまでの間、年9.1割(平成28年の場合。ただし、納期限後一カ月は2.8割)の延滞金

がかかります。
 ◆財産を差し押さえます
 納期限内に税金が完納されなければ、督促状を送送し、それでも納付や連絡がない場合は、催告書を送付し、なお納付などがなければ、預金や給料、不動産などの財産を調査し、差し押さえます。

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価(換金)し、滞納金などに充当します。



◆納税相談(税務課窓口)

期限内納付や一括納付が困難な場合は、早めにご相談ください。
 ・平日 8時15分～17時
 ・毎週火曜日は、20時まで受付